平成２５年（フ）第９０号
山形県南陽市若狭郷屋262番地の７ぽぷらアパート25号室、開始決定時の住所山形県南陽市椚塚1688番地の11
破産者　高橋　孝順
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４５２号
川崎市多摩区南生田５丁目２番４号　シャルム南生田301
破産者　藤崎　政男
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５２５号
名古屋市熱田区千年１丁目１番１号　サンロータリー白鳥901号
破産者　加藤　　学
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１３号
愛知県岡崎市洞町字西奥洞６番地１　ドリームタウンＤ106
破産者　石原　　豊
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５４８号
大阪市東淀川区大隅１丁目２番21号　凱旋門ビル203号
破産者　足立　陽子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４１３号
大阪府茨木市三島丘１丁目14番11号
破産者　桑原　康史
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７１号
仙台市若林区河原町２丁目５番20号　ボヌールＡＫ201
破産者　高木　純子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７５８号
仙台市泉区加茂２丁目８番地の７
破産者　佐々木一彦
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
愛知県一宮市昭和１丁目１番10号エクセル大宝301号、開始決定時の住所愛知県一宮市大和町毛受字北河原５番地５
破産者　木村　育男
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１１号
愛知県豊橋市賀茂町字西屋敷５番地
破産者　脇坂　算悦
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５７号
滋賀県高島市今津町桜町１丁目７番地４
破産者　池田　俊孝
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７―108号、前住所大阪市此花区島屋６丁目２番14―803号
破産者　岸田　修一
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県西宮市池田町９番７―903号
破産者　大嶋　紀子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1583番地３
破産者　志水　敏広
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第２３８号
札幌市清田区北野２条２丁目17番５号梅津マンション201号、開始決定時の住所札幌市清田区清田５条３丁目１番18号
破産者　桶野　哲裕
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８号
札幌市白石区平和通17丁目南１番16号　ロードリバー403号
破産者　佐々木秀男
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１７号
福岡県糸島市波多江駅北２―14―20　レオパレス伊都213号室、住民票上の住所福岡県糸島市新田1093番地
破産者　島田　　錠
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部